

令和7年度 石川県能登中部保健所運営協議会 議 事 録

日時：令和8年3月12日（木）14：00～15：30

場所：能登中部保健所（保健福祉センター）大会議室

1. 開会

所長あいさつ

保健所運営協議会は地域保健法及び県の条例に基づき設置されており、本日まで出席の委員の皆様からの忌憚のないご意見をいただき、今後の地域保健及び保健所の運営に反映させていくことを目的にしている。

委員の皆様におかれましては保健所の事業全般についてご意見を頂ければと思う。

地域に根ざした保健所としてその活動をより一層推進していきたいと考えているのでご指導、ご支援のほどよろしく願います。

2. 委員紹介及び保健所職員紹介

3. 委員長選出

4. 議事（ⅠからⅣについて事務局より保健所での取り組み等について説明）

Ⅰ 健康危機管理について

Ⅱ 寄生虫による食中毒発生予防対策について

Ⅲ 解体等工事に伴うアスベスト対策について

Ⅳ 感染症対策について

5. 質疑応答

健康危機管理について

【委員】

前回新型コロナまん延時に薬局店頭で抗原検査をしたなかで、宿泊施設から宿泊客に対して抗原検査の依頼があり検査した。陰性の場合には宿泊施設にそのまま宿泊できるが、陽性の場合の対応方法が何も決められておらず、県に確認するとそのまま帰ってもらうようにとの指示であった。金沢市内であれば帰ることができるが、能登の方だと交通手段がなく帰れない。その場合のシミュレーションがされていなかった。薬局としては独自で宿泊施設と交渉し万一の場合に備えることとしたが、県として帰宅困難な状態に対する対応も検討しておいてもらえると協力しやすいなと思った。

【事務局】

宿泊先の確保までご配慮いただいたとのこと、御礼申し上げます。

今後、同様の状況が生じた場合には、保健所が保有する移送車両の活用を含め、移送対応を検討することになるかと思う。また、国から移送に係る考え方が示されたので、タクシー会社やバス会社などの民間事業者の活用についても、協議することになると思う。

動物愛護について

【委員】

最近、独居者で特に被災した後では、寂しいので動物を飼う方が多い。

独居者が緊急入院し、その動物を預けるところがなく困ってしまい、地域の猫の世話を

している方に緊急にお願いして預かってもらい何とかしのいだ。その後亡くなってしまい、その猫の引き取り手はいなくなった。今回は、親族と預かってもらった方と相談のうえで月々の飼育料を支払うことで飼育してもらうことになった。

独居の方が亡くなったあと猫を放置すると野良猫が増え、感染症が増えるだけのようない気がする。残された猫の引き取り手の仲介や保護について対策を検討しておいていただくとありがたいと思う。

例えば新潟市だと、新潟市・獣医師会・動物愛護協会・動物ネットワークの方たちが協力して預かる場所を作っているようだ。緊急入院してもそこに預けることができる体制になっている。石川県では高齢者が入院すると、動物は放置されることになってしまい在宅を守るものとしては大変憂慮する状況である。何か対策を教えてください。

【事務局】

独居の方の動物の飼育について、飼い主が亡くなったのだけどどうしよう、入院するのだけどどうしようというお問い合わせというのは、かなりある。動物は10～20年生きる時代であるということを知っていただき、事前にもしもの時の対応を考えていただく機会を設けられないかということを考えている。飼い主が亡くなられた場合、次の飼い主が見つからない場合などは動物愛護センターでの引き取りの相談を受け付けている。

一時預かりをしてほしいという相談もある。その場合は、なりわいとしてペットホテルがあるので、そこに問い合わせていただき一時預かり先を確保していただくようお願いしている。一時預かり先が見つからない場合、次の飼い主を探していただいているが、緊急の場合には動物愛護センターで引き受けることになる。

感染症対策について

【委員】

結核は、二類、全数把握疾患と書いてある。これを見ると、高齢者は60歳以上となっているが、介護保険が入ってから65歳以上は前期高齢者、75歳以上は後期高齢者である。結核の高齢者の定義は60歳以上のままでいくのか。

【事務局】

65歳以上は前期、75歳以上後期ということで、高齢者の定義がされているところであるが、結核の統計を出すときには、従来から60歳ということで区切っている。

高齢者の定義は60歳以上となっているものの、り患者の多くは80代90代の方である。この分類の方法については今後見直しがなされるかもしれないが、今のところ60歳以上を高齢者とする現在の定義で経年を追っているということになる。